

# 豊中市立市民公益活動支援センターショーケース展示企画募集 実施要領

## 1 実施目的

市民公益活動団体（以下、「団体」という。）が主体的に情報発信する機会を豊中市（以下「市」という）が提供することを目的とする。

## 2 募集展示企画

以下の要件をすべて満たす展示企画を募集する。

- (1) 豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号に規定する「市民公益活動」であること。  
市民公益活動とは、自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除きます。
- (2) 団体が行っている社会的課題について伝えるもの。
- (3) 市民公益活動ならではの先駆性や多様性、柔軟性、自立性などを発信するもの。
- (4) 発信しようとする情報の内容が、もっぱら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

## 3 展示期間

概ね2週間程度とし、申込時の希望をもとに、申込団体数によって調整を行う。

## 4 申込資格

「市民公益活動団体情報」に掲載されている団体であること。

## 5 募集

### (1) 募集スケジュール

募集時期、募集スケジュールはコミュニティ政策課及び市民公益活動支援センター業務受託団体が協議上決定する。

### (2) 広報

- ・チラシ配布

コミュニティ政策課及び市民公益活動支援センターに設置

「市民公益活動団体情報」掲載団体に郵送

- ・市ホームページ、センターfacebook・Instagramに掲載

## 6 申込み

- (1) 申込みを希望する団体は、所定の申込用紙を申込締切日までに市民公益活動支援センターに提出する。提出方法は不問。
- (2) 募集への問合せや申込団体への対応は、市民公益活動支援センター業務受託団体が行う。

## 7 実施団体の決定

- ・ 当事業の利用回数が少ない団体から順に決定する。
- ・ なお、実施団体のうち利用希望時期が重なる場合は、利用回数が少ない団体の希望を優先する。同位の団体が複数ある場合は抽選する。
- ・ 市は、決定結果を申込団体に書面で通知する。この際に運営を円滑にするための実施条件を附することができる。
- ・ 展示企画のキャンセル又は希望がない場合、抽選で漏れた団体、募集期間外に展示企画の希望があった団体の順に調整する。
- ・ 展示企画を希望する団体がない場合、業務受託団体が展示を企画・実施する。

## 8 計画の提出

- (1) 展示団体は、展示実施前に展示計画書（様式1）を市民公益活動支援センターに提出する。
- (2) 市民公益活動支援センター担当者は、展示計画書をコミュニティ政策課に提出する。

## 9 展示にあたっての留意点

- ・ 展示団体は、展示開始日に展示を完成させ、展示終了日に展示物を全部撤去すること。
- ・ 展示物の破損及び展示作業に伴う怪我については、市は補償等一切の責任を負わない。
- ・ 展示物の一部又は全部が上記2の要件を満たさない場合、市は展示の一部又は全部を撤去することがある。
- ・ 展示内容は料金表等の金額表示が含まれない内容とするなど、団体が行う有料の事業等の案内や勧誘と受け取られることのないよう留意すること。

## 10 報告

- (1) 展示団体は、展示終了後に、市民公益活動支援センターショーケース展示利用報告書（様式2）を市民公益活動支援センターに提出する。
- (2) 市民公益活動支援センター担当者は、上記（1）をコミュニティ政策課に報告する。

## 11 実施

### 附 則

この実施要領は、令和4年（2022年）11月1日から実施する。

### 附 則

この実施要領は、令和5年（2023年）2月13日から実施する。